

(仮称) 能登スマート・ドライブ・プロジェクト
水素供給設備設置事業

能登水素ステーション建設工事
設計施工仕様書

一般社団法人 能登スマート・ドライブ・プロジェクト協議会

【１．事業目的】

本工事は（仮称）能登スマート・ドライブ・プロジェクト 水素供給設備設置事業 能登水素ステーション建設工事 設計・施工 業務において、適正な設計監理業務、及び、建設工事に資することを目的とする。

石川県は、主要温泉地を複数有するなど観光名所が多数存在、観光客に向けて大手レンタカー会社と組むことによる燃料電池自動車の提供を計画。

計画地は石川県輪島市洲衛に所在するのと里山空港周辺の一區画を水素ステーションとして整備を行う計画である。

現在予定地は無舗装となっているが、本計画地へ水素充填設備、及び必要機器を設置、水素ステーション開所後は燃料電池自動車が乗り入れ、充填が行われるよう整備する計画である。

本事業では、水素ステーション運営に必要な水素供給設備機器と付帯設備整備の設計監理、及び施工事業者を選定することとする。

本入札は今後事業主と打合せを重ねながら、（仮称）能登水素ステーション建設工事に関わる設計監理、及び建設工事を委託する事業者を選定するにあたり一般競争入札を実施するものである。

【２．事業概要】

- | | |
|--------------|--|
| (1) 事業
名称 | （仮称）能登スマート・ドライブ・プロジェクト 水素供給設備設置事業
能登水素ステーション建設工事 設計施工業務 |
| (2) 事業主 | 一般社団法人能登スマート・ドライブ・プロジェクト協議会
代表理事 南井浩昌 |
| (3) 計画地 | 石川県輪島市三井町 洲衛壺〇部 1 0－4、洲衛九部 3 0－5 |
| (4) 事業
内容 | 水素供給設備設置業務における実施設計業務、及び建設工事に伴う下記業務 |

設計監理業務

- ・ 事前調査業務、及び、関係機関協議等
- ・ 現況図作成
- ・ イメージパースの作成
- ・ 地盤調査
- ・ 実施設計業務
- ・ 本工事に関する積算業務
- ・ 各種申請業務の手続き
- ・ 建築基準法及び建築士法に基づく工事監理業務
- ・ 現場監理に伴う業務全般
- ・ 上記に伴う業務一式

施工業務

- ・ 水素供給設備建設工事 一式
- ・ 工事工程表の作成
- ・ 関係法令手続き
- ・ 建設工事に伴う業務 一式

水素供給設備

- ・ 設計、施工に伴う業務 一式
- ・ 設備詳細は、別紙 設備仕様書 参照のこと

- (5) 法規制 適用を受ける関係法令等を遵守すること

【3. 施行期間】

本工事の施行期間は、契約締結の日から令和4年11月末日 とする。

【4. 他機関との調整】

本件は、他機関との調整・協議等が必要なため、速やかに関係各所と連絡のうえ、十分協議すること。

- ・本計画地は、石川県の敷地内であるため、石川県と打合せを行うこと。
- ・石川県建設工事共通仕様書及び公共建築工事標準仕様書を参考に施工するものとする。
- ・施工に際し、施工箇所が把握できるような近景及び遠景写真を着手前、施工中、完成時に撮影、また工事写真の撮影を行うものとする。
- ・水素供給設備メーカーと連携の上、十分協議すること。
- ・本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と連絡をとり十分に打合せを行うこと。
- ・進捗状況などの報告を求められた場合は、速やかに応じること。
- ・その他、他機関との調整・協議が必要な為、速やかに関係各所と連絡の上十分協議を行うこと。

【5. 計画地の概要】

- (1) 計画予定地 石川県輪島市三井町 洲衛壺〇部10-4、洲衛九部30-5
- (2) 敷地面積 30,469.00 m² 程度（内当該設備に係る使用面積 729.14 m²程度）
※別添計画図面参照
- (3) 地域地区等 用途地域、その他関係法令は落札事業者にて調査を行うこと

【6. 添付資料】

参加表明書提出時、下記資料等を配布予定。

- ・計画地案内図
- ・敷地公図
- ・敷地全部事項証明書
- ・水素供給設備 参考仕様書、及び、計画図面

【7. 工事完成后】

- (1) 工事写真

工事写真は、官庁検査に必須のものはもとより出来るだけ詳細に記録することとし、特に工事完了後に目視できなくなる部位（土中や躯体に埋没するもの、パッカー筐体に収まって目視できなくなるものや基礎工事等）や機器IDを示す名盤類は必ず記録すること。

- (2) 竣工写真

四方向からのステーション全景写真、受電設備、主要な水素関係機器画像（各機器毎に1カット以上）、及び名盤類

【 8. 一般】

(1) ミーティング

・キックオフミーティング

業務着手前にキックオフミーティングを行い、以下に列挙する項目の協議・確認を行う。
受注者は当該ミーティングの記録を作成し協議会に提出すること。

1 業務遂行要領書(体制,連絡窓口,連絡要領,その他)

② 業務計画書(適用法規、基準、規格、業務要領、業務工程、図面様式、その他)

※ 施工計画書、各工種別施工要領書、週間工程等は着工次第適宜提出すること。

・実施設計完了時ミーティング

実施設計完了時にミーティングを行うこと。受注者は当該ミーティングの記録を作成し協議会に提出すること。

(2) 疑義の解決

本要求仕様書に疑義がある場合、協議会に速やかに連絡し、協議の上、疑義の解決にあたるものとする。

(3) 業務管理組織

受注者は本業務に関係する社内組織を協議会に書面にて提出すること。

組織を構成する者の選任にあたっては、資格、経験等を考慮し、建築士法及び建設業法に従い本業務を遂行する上で十分な経験と能力、必要な資格を有する者をもって当てること。

(4) 業務実施中の連絡調整

当該業務実施中は協議会事務局、および関係先との連絡調整を十分に行い、あらゆるトラブル防止に努めるとともに、必要に応じ定期的な連絡調整会議を計画すること。

受注者は、連絡調整会議の開催スケジュール及び工程内検査の日程を協議会に書面で通知すること。協議会は必要に応じ会議への同席、または検査への立会いを行う。

(5) 遵守事項

協議会は当該業務に関する特有の遵守事項がある場合、その内容を受注者に提示する。

受注者は提示された遵守事項について遵守要領を書面に取りまとめ協議会に提出すること。

(6) 事故防止

受注者は、当該業務の実施にあたって前項の遵守事項に留意し事故防止に努めるほか、事故防止に係わる具体的な施策・要領を定め書面にて協議会に提出すること。

(7) 機密保持

受注者及び関係各社は、本業務の内容・成果等が不必要に外部に漏れることの無いよう情報管理を十分に行い、下記を遵守すること。

1 本仕様書の履行を通じて知りえた情報を本仕様書の目的以外に使用しない。

2 協議会が開示した機密情報を、本業務遂行に不可欠な者以外に開示漏洩しない。

3 下請人に必要不可欠な情報を開示する場合、予め同等の機密保持義務を負わせること。

4 受注者は、当該業務の履行の過程で開示を受け、または知り得た相手方の業務上の機密事項を、この約款の有効期間中またはその終了後においても、相手方の書面による承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、当該事項が開示され、または当該事項を知り得た時点で既に適法に取得していたか、もしくは公知公用であるもの、またはその後第三者から適法に入手可能となり公知公用となったものについてはこの限りではない。

(8) 工程管理

受注者は本業務の着手前に詳細工程表を作成し、当会に提出すること。受注者は承認された工程に基づき工程管理を行い、進捗状況を定期的に協議会に報告し確認を得ること。

なお、工程に変更が生じた場合速やかに改訂し再提出すること。

(9) 業務上の変更

契約上、または施工上の変更の必要が生じた場合、検討書等の必要文書を添付した文書（業務連絡書）にて報告し、協議会の指示を受けること。協議会は文書にて変更内容の確認結果を連絡し、変更工事の内容についての指示を行う。

(10) 本業務に伴う法定手続き

受注者は当該業務の受注に関連して行うべき法定手続きについて、これを確実に行うこと。

協議会は必要に応じて受注者が行った各種法定手続きに関して確認を行う。協議会は必要に応じ、これらの申請等の手続きが確実に行われている事を確認するため、申請書等の写しの提示を求めることがある。また協議会名義を必要とするものについては、必要な資料を作成し、期日に余裕を持って協議会に提出すること。

(11) 周辺環境への配慮

近隣住民や周辺施設に騒音、振動、悪臭など、工事に起因する迷惑を与えないよう最大限の注意を払うこと。

(12) 廃棄物の処理および環境保全

関係法規、基準等に則り適正な処分を行うこと。

(13) 検収

- ・ 現場工事、その他発注内容業務が全て完了しており、当会による完了確認が終了していること。
- ・ 要求された図書類が完成版として提出されていること。
- ・ 工事完了後に適正な性能が確認され、報告書が完成版として提出されていること。
- ・ 官庁完成検査証受領

(14) 納期

一般社団法人次世代自動車振興センターの要求に準拠する。

- ・ 納期の厳守

受注者は工程管理に万全を期すとともに、業務の遂行上妨げとなりうる事象について十分分析、検討し、早期の対策を講じつつ本業務を遂行すること。なお、工程上重大な問題が生じた場合、速やかに当会と協議し、対策を行うものとする。また、工事引渡し書、及び完成図書（設計記録書・検査記録書・工事記録書・運転取扱説明書）類の仕様・納品期日等については、別途協議とする。

(15) 保証

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）による。

完成引き渡し後に、受注者の責任による欠陥・故障・知的財産権侵害が生じた場合には、速やかに無償で適切な処置を講じること。